

東京都市計画生産緑地地区の変更（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>平成 29 年の生産緑地法改正によって、生産緑地地区の指定面積を市区町村が条例で 300 m<sup>2</sup>を下限に引き下げることが可能になった。これを受け、区では都市における農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、「大田区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」を平成 30 年に施行した。</p> <p>条例の制定に伴い、産業振興課が新たな生産緑地地区の申請受付を行ったところ、追加指定の申請があったため、指定基準に適合する生産緑地地区約 0.07ha（3 件）を追加する都市計画変更を行う。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議について、東京都から意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○生産緑地法改正 平成 29 年 6 月 15 日施行</p> <p>○大田区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例 平成 30 年 3 月 12 日制定 平成 30 年 4 月 1 日施行</p> <p>○令和元年 8 月 28 日付 31 都市政緑第 287 号</p>
<p>2 都市計画の変更内容</p>	<p>① 生産緑地地区【番号 3】 位置：大田区中馬込三丁目地内 面積：約 190 m<sup>2</sup> 指定済みの生産緑地地区の追加</p> <p>② 生産緑地地区【番号 18】 位置：大田区鵜の木三丁目地内 面積：約 100 m<sup>2</sup> 指定済みの生産緑地地区の追加</p> <p>③ 生産緑地地区【番号 20】 位置：大田区西嶺町地内 面積：約 380 m<sup>2</sup> 新規生産緑地地区の追加</p>	<p>用途地域について</p> <p>①第一種中高層住居専用地域 容積率 200% 建蔽率 60% 準防火地域 第二種高度地区</p> <p>②第一種住居地域 容積率 200% 建蔽率 60% 準防火地域 第二種高度地区</p>

<p>3 公告及び縦覧</p> <p>4 今後の予定</p>	<p>○件数及び面積の変更  13件 → 14件  約 1.94ha → 約 2.01ha</p> <p><b>【公告】</b> 令和元年 9 月 24 日</p> <p><b>【縦覧】</b>  期間：令和元年 9 月 24 日（火）から 10 月 8 日（火）  場所：まちづくり推進部都市計画課  縦覧者：0名  意見書：0件  周知方法：大田区報、区ホームページ</p> <p>○告示  令和元年 12 月上旬（予定）</p>	<p>③第一種低層住居専用  地域  容積率 100%  建蔽率 50%  準防火地域  第一種高度地区</p>
--------------------------------	---	--